

令和6年11月28日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合

被保険者証廃止（令和7年12月1日までは現行の被保険者証は使用可能です）
にともなう届出様式の変更について

日頃より健康保険組合の事業運営にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日より被保険者証を新たに発行しません。また令和7年12月2日をもって被保険者証は廃止になります。

病気の治療のためには、マイナンバーカードでの受診が基本となりますが、マイナンバーカードを持っていない、またはマイナンバーカードの保険証利用登録をされていない方が医療機関を受診することができるよう資格確認書を発行しますので、交付の意思確認のため様式を変更します。

お手数をおかけしますが新規に加入いただく被保険者、被扶養者、氏名や生年月日を変更される方については、マイナンバーカードの保険証利用が可能かをご確認いただき、資格確認書発行要否欄にチェックをお願いします。また、資格確認書が必要な場合は別途「資格確認書（再）交付申請書」を添付して届出をお願いします。

つきましては、今後の届出については、必ず同封の新様式を使用していただくようお願いいたします。

被保険者証廃止に伴う当面の留意事項

以下のことにご留意いただきご面倒をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

1 ホームページの新様式への差し替えが遅れます。

当健康保険組合ホームページの届出・請求書ダウンロードのページ、および企業サイトの届出サポートのページへの新様式の登載が遅れます。「けんぽからのお知らせ」に新様式をアップロードしますので、そちらから印刷してご使用ください。

なお、被扶養者異動届は3部複写でしたが、副を廃止し2部構成にしています。カーボン複写用紙を調製していませんので、カーボン紙により複写してください。

2 届出後の決定通知書、資格確認書、資格情報のお知らせの送付に1～2週間程度の時間をいただきます。

「資格情報のお知らせ」については、マイナンバーとの連携が完了して医療機関の窓口で資格確認が可能となったことのお知らせするものです。

そのマイナンバーとの連携（国での突合作業等）の作業に日数を要し、郵送でのやり取りを含めて、送付までに1～2週間を見込んでいます。

なお、突合等の作業に時間を要するためであり、マイナンバーカードの保険証利用登録をされている方は、当健康保険組合での処理完了後3日目には、新しい資格での医療機関受診が可能となる見込みです。